

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">省 略 用 語 例</p> <p>所得税基本通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法.....所得税法            令.....所得税法施行令            規則.....所得税法施行規則            措置法.....租税特別措置法            措置法令.....租税特別措置法施行令            通則法.....国税通則法            耐用年数省令.....減価償却資産の耐用年数等に関する省令  <u>負担軽減措置法.....経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき            所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律</u></p> <p>法第31条《退職手当等とみなす一時金》関係</p> <p>(被共済者間の公平な取扱い)</p> <p>31 - 4 <u>令第73条第1項第9号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>法第185条《賞与以外の給与等に係る徴収税額》関係</p> <p>(兼務庁が支払う超過勤務手当に対する税額の計算)</p> <p>185 - 7 .....<u>法別表第2又は第3(負担軽減措置法別表第1又は第2を含む。)</u>            の乙欄.....</p>	<p style="text-align: center;">省 略 用 語 例</p> <p>所得税基本通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法.....所得税法            令.....所得税法施行令            規則.....所得税法施行規則            措置法.....租税特別措置法            措置法令.....租税特別措置法施行令            通則法.....国税通則法            耐用年数省令.....減価償却資産の耐用年数等に関する省令</p> <p>法第31条《退職手当等とみなす一時金》関係</p> <p>(被共済者間の公平な取扱い)</p> <p>31 - 4 <u>令第73条第1項第8号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>法第185条《賞与以外の給与等に係る徴収税額》関係</p> <p>(兼務庁が支払う超過勤務手当に対する税額の計算)</p> <p>185 - 7 .....<u>法別表第2又は第3の乙欄</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(日額表丙欄を適用する給与等に対する税額の計算)</p> <p>185 - 8 .....法別表第3(負担軽減措置法別表第2を含む。)の丙欄.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(日々雇い入れられる者の1回の就労時間が著しく長時間である場合の税額の計算)</p> <p>185 - 10 .....法別表第3(負担軽減措置法別表第2を含む。)の丙欄.....</p> <p>法第186条《賞与に係る徴収税額》関係</p> <p>(従たる給与等から控除する扶養親族等がある場合の賞与に対する税額の計算)</p> <p>186 - 3 .....法第186条第1項第2号口の「別表第2(負担軽減措置法別表第1を含む。)の乙欄に掲げる税額」.....法別表第2(負担軽減措置法別表第1を含む。)の乙欄.....</p> <p>法第190条《年末調整》関係</p> <p>(その年中に支払うべきことが確定した給与等の計算)</p> <p>190 - 2 .....</p> <p>(1) .....その支払者から法別表第2若しくは第3(負担軽減措置法別表第1又は第2を含む。)の乙欄又は別表第4(負担軽減措置法別表第3を含む。)の乙欄を適用する給与等(以下この項において「乙欄給与等」という。)の支払を受けていた場合 .....乙欄給与等と法別表第2若しくは第3(負担軽減措置法別表第1又は第2を含む。)の甲欄又は法別表第4(負担軽減措置法別表第3を含む。)の甲欄を適用する給与等(以下この項において「甲欄給与等」という。)とを通算する。</p>	<p>(日額表丙欄を適用する給与等に対する税額の計算)</p> <p>185 - 8 .....法別表第3の丙欄.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(日々雇い入れられる者の1回の就労時間が著しく長時間である場合の税額の計算)</p> <p>185 - 10 .....法別表第3の丙欄.....</p> <p>法第186条《賞与に係る徴収税額》関係</p> <p>(従たる給与等から控除する扶養親族等がある場合の賞与に対する税額の計算)</p> <p>186 - 3 .....法第186条第1項第2号口に規定する「別表第2の乙欄に掲げる税額」.....法別表第2の乙欄.....</p> <p>法第190条《年末調整》関係</p> <p>(その年中に支払うべきことが確定した給与等の計算)</p> <p>190 - 2 .....</p> <p>(1) .....その支払者から乙欄給与等(法別表第2若しくは第3の乙欄又は別表第4の乙欄を適用する給与等をいう。以下この項において同じ。)の支払を受けていた場合 .....乙欄給与等と甲欄給与等(法別表第2若しくは第3の甲欄又は別表第4の甲欄を適用する給与等をいう。以下この項において同じ。)とを通算する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) .....その支払者から法別表第3（負担軽減措置法別表第2を含む。）の丙欄を適用する給与等（以下この項において「丙欄給与等」という。）の支払を受けていた場合 .....</p> <p>(3) ..... .....</p>	<p>(2) .....その支払者から丙欄給与等（法別表第3の丙欄を適用する給与等をいう。以下この項において同じ。）の支払を受けていた場合 .....</p> <p>(3) ..... .....</p>